

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

申立期間当時、A事業所で期限付B業務を担当していた。平成9年3月ごろ、事務担当者から、「雇用契約が毎年4月1日から翌年3月30日までであり、3月は厚生年金保険の加入期間とはならないため、国民年金保険料を納める必要がある。」と説明を受け、8年3月及び9年3月の2か月分の保険料を納めたので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月ごろ、当時勤務していたA事業所の事務担当者から、「雇用契約は毎年4月1日から翌年3月30日までなので、翌年3月は厚生年金保険の加入期間ではなくなるため、国民年金保険料を納付する必要がある。」と説明を受け、申立期間である8年3月、及び9年3月の2か月分の保険料を納めたとしており、市の回答から、申立人が同年3月31日に国民健康保険の加入手続を行っていることが確認できるとともに、一緒に納めたとする同年3月分の保険料は納付済みとなっていることや、以後、1年単位の雇用契約が終了する月である11年3月、12年3月、13年3月の保険料をいずれも納付していることなどから、その主張内容には信憑性が認められる。

また、申立期間は1回かつ1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月31日から17年1月1日まで

A社に平成16年12月末まで勤務していたが、同月の厚生年金保険被保険者記録が無い。保険料も控除されていたはずなので、同月について被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 事業主の証言及び平成16年分所得税源泉徴収簿等から、申立人が平成16年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成16年11月のオンライン記録、及び平成16年分所得税源泉徴収簿で確認できる社会保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を平成17年1月1日とすべきところ、誤って16年12月31日として届け出たとしていることから、事業主は同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立人は、当該事業所において平成 16 年 12 月 9 日に支給された賞与について、別途、当委員会に記録訂正の申立て（栃木厚生年金事案 763）を行っており、事業主が提出した賃金台帳から、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、当該賞与に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、22 年 3 月 30 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成 22 年 3 月 30 日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、本件申立てのとおり、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は平成 16 年 12 月 31 日とされている。

また、厚生年金保険法によると、資格喪失日を含む月に支給された賞与については、事業主は保険料納付義務を負わないこととされている。

平成 22 年 3 月 30 日付けあっせんは、16 年 12 月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、前述のとおり、申立人の当該事業所における資格喪失日を 17 年 1 月 1 日に訂正することが必要であることから、平成 22 年 3 月 30 日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成 16 年 8 月 5 日については 17 万 5,000 円、同年 12 月 9 日については 14 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 5 日  
② 平成 16 年 12 月 9 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がないため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①及び②における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 22 年 3 月 30 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成 22 年 3 月 30 日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、このうち申立期間②について、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平成 16 年 12 月 9 日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年 12 月 31 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算す

る場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成 22 年 3 月 30 日付けあっせんは、16 年 12 月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて当委員会が誤認し、事業主が当該保険料の納付義務を有するものとして、それを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

2 しかしながら、申立人から別途申立てのあった栃木厚生年金事案 1084 によれば、申立人は A 社に平成 16 年 12 月 31 日まで勤務し、同年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該事業所における資格喪失日を 17 年 1 月 1 日に訂正することが必要であり、これに伴い、16 年 12 月が被保険者期間となることから、事業主は、申立期間②に係る賞与についても保険料の納付義務を有することになる。

前出のとおり、事業主はこれを履行していないと認められることから、平成 22 年 3 月 30 日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和50年3月20日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和50年1月及び同年2月の標準報酬月額については7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月20日から同年12月1日までのについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和50年3月から同年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらったが、昭和44年4月にA社入社以来、57年6月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、当時の社会保険事務の担当者及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると申立期間の記録が確認できない。

なお、オンライン記録では、A社は昭和50年2月28日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、法人登記簿により同一法人であることが確認できる「A社」が、同年12月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、昭和 50 年 1 月 30 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している申立人を含む 17 人の資格喪失届は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 2 月 28 日に資格喪失している同僚 6 人の資格喪失届と同じ同年 3 月 20 日付けで、同年 1 月 30 日にさかのぼって資格喪失する処理がされている上、これら 23 人のうち 5 人は A 社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 12 月 1 日に、同じく 7 人は関係会社である B 社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 7 月 1 日に資格取得しており、このうち調査に協力が得られた 6 人全員は、いずれも A 社で資格喪失した後も継続して同社に勤務していた旨の供述をしていることから、同年 2 月 28 日以降においても当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行うこと、及び申立人が資格喪失したとする処理を行うことに合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 50 年 1 月 30 日に被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該資格喪失届の受理日である同年 3 月 20 日であると認められる。

なお、昭和 50 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額については、申立人の A 社における 49 年 12 月のオンライン記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和 50 年 3 月 20 日から同年 12 月 1 日までの期間について、上記のとおり雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、当該事業所において、当該期間に社会保険事務を担当していたとする同僚から、「当該期間について、申立人は、当該事業所に継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料を控除していました。」との証言を得ている。

加えて、複数の同僚が当該期間においても継続して当該事業所に勤務していたと証言していることから、当該事業所は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 50 年 3 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人の当該事業所における 49 年 12 月のオンライン記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、昭和 50 年 3 月から同年 11 月までの期間の申立人に係る保険料の事

業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も他界しているが、同年3月20日に同年1月30日に遡<sup>そきゆう</sup>及して資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年6月1日から13年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは32万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から14年3月31日まで  
ねんきん定期便の記録では、標準報酬月額が当時の給与支給額や厚生年金保険料控除額に比べてかなり低くなっているため正しい記録に直してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年6月1日から13年10月1日までの期間の申立人のA社における標準報酬月額については、当初、12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは32万円と記録されていたところ、13年3月29日付けで、いずれも15万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、当該事業所の役員を含む29人の厚生年金保険被保険者のうち、26人が申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、事業主は、当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、複数の同僚も、「当時、当該事業所は経営不振に陥っており、厚生年金保険料を滞納していた。」と証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認でき、元同僚からは、「申立人はB業務担当であった。」との証言を得ていることから、申立人が当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつ

たとは認められず、申立人の平成 12 年 6 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり 12 年 6 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 13 年 9 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

なお、当該<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 13 年 10 月 1 日）において 15 万円と記録されているところ、当該処理については、<sup>そきゆう</sup>遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までの期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等を所持しておらず、事業主も「当時の資料は残存していないため、詳しいことは分からない。」としている上、複数の元同僚の所持する給与支給明細書によると、当該期間についてはオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月22日

A社から、申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する賞与支払明細書により、申立人が事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を、社会保険事務を委託している労務管理事務所を通じて社会保険事務所（当時）に提出したと証言しており、当該労務管理事務所も同様の証言をしているが、保険料の納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年2月1日から20年8月15日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額については、19年2月から同年11月までは30円、同年12月から20年4月までは20円、同年5月から同年7月までは100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

A社B製作所C工場で昭和18年8月1日から終戦の20年8月15日までD業務担当として勤務した。給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言により、申立人が昭和18年8月からA社B製作所C工場に継続して勤務していたことが推認でき、申立人と同時期に入社し、同職種で終戦まで一緒に勤務していたとする元同僚の所持する給与明細書により、19年2月分から20年7月分までの厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

オンライン記録によれば、A社B製作所は、昭和19年4月1日に適用事業所となっており、申立期間のうち、同年2月1日から同年4月1日までの期間については、適用事業所としての記録が無いものの、同社は法人の事業所であり、当該期間についても当時の労働者年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、申立人は、申立期間のうち、同年2月1日から20年8月15日までA社B製作所C工場に継続して勤務し、

事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和19年2月から同年11月までは30円、同年12月から20年4月までは20円、同年5月から同年7月までは100円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、昭和19年2月1日から同年4月1日までの期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年2月及び同年3月に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年4月1日から20年8月15日までの期間について、当該事業所は既に廃止されており、当時の事業主にこれを確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る19年4月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、昭和18年8月1日から19年2月1日までの期間については、申立人の元同僚が所持する給与明細書において、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間及び7年2月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月1日から同年10月1日まで  
② 平成6年11月1日から7年6月1日まで  
③ 平成11年12月1日から12年8月1日まで  
④ 平成15年3月1日から同年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間における標準報酬月額は、私の給与から控除されていた厚生年金保険料により逆算した標準報酬月額よりも低くなっていた。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間②のうち

平成6年11月及び7年2月から同年4月までの期間について26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、③、④及び申立期間②のうち平成6年12月、7年1月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致または超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成13年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年2月は22万円、同年3月、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から同年9月1日まで  
ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額と保険料納付額が給与明細書と異なっているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年2月は22万円、同年3月、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額

を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年1月及び同年4月については、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低いことから、当該期間の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から16年8月1日まで

ねんきん定期便の記録では、申立期間の標準報酬月額は、平成15年3月から同年8月までは18万円、同年9月から16年7月までは19万円となっているが、当時の給与明細書等からは、いずれも標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額の届出誤りを認めており、事業主は、申立人が所持する給与明細書及び事業主が保管する賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 7 月 1 日までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、50 年 9 月から 51 年 2 月までは 11 万 8,000 円、同年 3 月から同年 6 月までは 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

前職を昭和 50 年 3 月 31 日に退職してからすぐに A 社に正社員として勤務したので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、ねんきん定期便を確認すると、申立期間②の標準報酬月額の記録が間違っていることが分かった。この期間の給与支払明細書を提出するので、調査の上訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 7 月 1 日

までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、50年9月から51年2月までは11万8,000円、同年3月から同年6月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和50年7月及び同年8月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額（9万8,000円）は一致していることから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、A社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料を既に廃棄したとしていることから、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和50年5月1日であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

さらに、申立人と同時期に同社に在籍したと考えられる元同僚に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことを覚えている者はいたが、申立人の入社時期が昭和50年4月であったことを推認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年7月3日）及び資格取得日（昭和35年2月19日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を昭和34年7月から同年9月までは5,000円、同年10月から35年1月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月3日から35年2月19日まで

昭和33年3月26日から36年12月20日までA社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。途中退職したということは無かったので、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和33年3月26日に厚生年金保険の資格を取得し、34年7月3日に資格を喪失後、35年2月19日に同社において再度資格を取得しており、34年7月3日から35年2月19日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人が当該期間についても継続して勤務していたことを証言しており、申立人の元上司も、「申立期間において申立人の業務形態に変化は無く、病気で休むということも無かった。」と証言していることから、申立人は申立期間について当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、「申立期間当時、アルバイト、パート等の扱いは無く全員正社員であり、正社員は必ず社会保険に加入していた。」と証

言しており、当該複数の同僚は、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後のオンライン記録、及び同僚の同時期の記録から、昭和 34 年 7 月から同年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 35 年 1 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 7 月から 35 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年3月から同年9月までは26万円、同年10月から13年2月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から13年3月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成12年3月から13年2月までの期間について標準報酬月額が低くなっていた。給与が減額された事実はないので、原因を究明し、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年3月から同年9月までは26万円、同年10月から13年2月までは28万円と記録されていたところ、同年4月9日付けで、12年10月の定時決定の記録が取り消された上で遡<sup>そきゅう</sup>及して9万8,000円に訂正されており、申立人のほか事業主についても、同様に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の保管する給料台帳によると、申立期間においては、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び保険料控除額であったことが確認できる。

また、事業主の証言及び当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本により申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人は、経営にも社会保険手続にも関与しておらず、B業務を担当していた。」と証言している上、元従業員は、「申立人はB業務やC業務を担当していた。社会保険手続は事業主または事務の女性が行っていた。」と証言していることから、申立人が

当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 12 年 3 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 13 年 2 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を36万円、申立期間②の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

申立人の申立期間③のうち、平成14年8月1日から15年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年8月から15年2月までは20万円、同年3月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成14年8月から15年3月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月1日から10年4月1日まで  
② 平成11年2月1日から13年10月1日まで  
③ 平成14年8月1日から15年5月22日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が著しく低くなっていることに納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から10年3月までは36万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日以降の同年6月12日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか13人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、役員であったことが確認できるが、事業主は、「当時、社会保険料の滞納があった。社会保険手続については不明であるが、申立人の仕事内容はC業務であり、

社会保険事務については関与していない。」と証言している。

さらに、当時の同僚は、「申立人の仕事内容はC業務であり、社会保険事務については関与していない。」と証言していることから、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成9年1月から10年3月までは36万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年2月から13年9月までは30万円と記録されていたところ、同年3月6日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか13人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、役員であったことが確認できるが、事業主は、「当時、社会保険料の滞納があり、納付ができなかったので標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する手続きをした。また、申立人の仕事内容はC業務であり、社会保険事務については関与していない。」と証言している。

さらに、当時の同僚は、「申立人の仕事内容はC業務であり、社会保険事務については関与していない。」と証言していることから、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成11年2月から13年9月までは30万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間③のうち、平成14年8月1日から15年4月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、市の課税資料の社会保険料控除額から、平成14年8月から15年2月までは20万円、同年3月は19万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は、市の課税資料で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち平成15年4月の標準報酬月額については、市の課税資料から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 2 日から同年 10 月 21 日まで  
② 昭和 32 年 1 月 7 日から 35 年 1 月 28 日まで  
③ 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 6 月 23 日まで  
⑤ 昭和 35 年 6 月 22 日から同年 12 月 29 日まで  
⑥ 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっているが、受け取った覚えはないので、よく調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 39 年 3 月 11 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 38 年 9 月 \* 日に婚姻し、改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 858 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年7月まで

平成4年10月に結婚し入籍する際、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かったので、納付書を発行してもらい、夫にその勤務先である金融機関で分割して納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の夫から聴取したところ、当時の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年5月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、夫が勤務先の金融機関で分割して納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間直後の平成3年8月から4年10月までの保険料を、5年9月から分割して過年度納付していることが確認できる上、納付したとする保険料額も当該期間の保険料額におおむね合致することから、申立人が納付したとする保険料は当該期間のものであったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②については、いずれも継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。厚生年金保険の期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、一緒に勤務していたとする申立人の姉及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の姉及び同僚は、申立人が申立期間について厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたかについては不明としている。

また、申立人の当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、いずれも昭和 49 年 3 月 1 日と記録されている上、当該被保険者原票からは、同年 3 月 8 日付けで健康保険被保険者証を返納するよう通知が行われていることも確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は、申立期間についての厚生年金保険に関する資料は残存していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間当時の状況について、「自分の店をオープンした年についての記憶は曖昧であるが、12 月 1 日にオープンさせるための準備で直前の 11 月は忙しかつたので、勤務していた事業所に対し、

事前に退職させてほしい旨申し入れたが、紅葉シーズンが終わるまで待つてほしいと頼まれ、給料の締め日の25日ごろまでは勤務していた。」としている。

また、申立人の姉は、「自分は昭和51年5月に結婚したが、その年の春ごろに弟の店で結納を交わした。」と供述していることから、申立人がその店舗を開店したのは50年12月1日であったと推認される。

さらに、申立人のB社における雇用保険の離職年月日は昭和50年11月26日となっており、申立人の記憶と符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月25日から33年7月1日まで  
昭和28年からA社で働き始め、33年に退職したが、厚生年金保険の加入記録は29年4月25日までとなっている。これ以後も継続して勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和31年及び32年に職場で撮影したとする写真、勤務先の状況に係る具体的な記憶及び元同僚の証言から、申立人が29年4月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は、「会社は既に解散し、申立期間当時の資料は一切残っていないため、社会保険の取扱状況は不明である。」としている。

また、申立人が名前を挙げた元同僚のうち1名は、昭和32年に職場で撮影したとする写真に写っているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、29年2月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、別の1名については、当該事業所における被保険者記録が確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から36年3月1日まで  
昭和34年8月1日に、A社B営業所から同社C出張所へ転勤し、36年3月1日まで勤務したにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚は、「昭和34年8月1日に申立人と一緒にA社B営業所から同社C出張所へ転勤し、申立期間について申立人と一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社C出張所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同時期に同社同営業所から同社C出張所へ転勤したと考えられる申立人を含めた3人は、いずれも昭和34年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録では、同社同出張所に勤務したと考えられる期間について、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社の事業を継承したD社は、申立期間当時における関連資料は残存せず、厚生年金保険に関する届出等については不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで  
現在も勤務しているA社について、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前後の記録より低い金額になっていることが分かった。当該期間について給料が下がったということは無かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

A社は、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額を計算する際、交通費を算入し忘れたことにより、実際の金額より低い金額で当該届を提出したことを認めている。

しかしながら、当該事業所が保管する給料支給明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主は申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月から 32 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 6 月から 35 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 35 年 9 月 30 日から同年 11 月 1 日まで  
④ 昭和 36 年 6 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

年金の記録を知らせる通知をもらい確認したところ、申立期間に係る事業所の厚生年金の加入期間が違っていることが分かった。申立期間①については、A社に、申立期間②及び③については、B社に、申立期間④については、C社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、事業所敷地内にあったとする社員寮及び業務内容を詳細に記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する社員名簿に記載されている申立人の資格取得日（昭和 32 年 8 月 1 日）は、オンライン記録と一致している。

また、申立人と同一年月日に、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、「申立人と同様の業務内容、同様の賃金形態であった。」と証言している同僚が所持する申立期間に係る給与明細書からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、同僚の証言から、申立期間の一部について、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間の始期である昭和 34 年 6 月から継続して勤務していたかについて証言を得ることができない。

また、当該事業所における申立人の被保険者資格取得日は、厚生年金保険

記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、昭和 35 年 6 月 1 日とされており、申立期間に係る健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人が B 社に係る被保険者資格を昭和 35 年 9 月 30 日に喪失していることが確認できるが、申立期間に係る申立人の勤務実態について、同僚から聴取しても証言を得ることができない。

また、申立期間②及び③について、複数の同僚が申立期間当時、給与計算等の事務を担当していたとして氏名を挙げた同僚は既に他界している上、事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料が無く、保険料控除及び保険料納付については不明としている。

申立期間④について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人が C 社に係る被保険者資格を、昭和 36 年 6 月 30 日に喪失していることが確認できるが、申立期間に係る申立人の勤務実態について、同僚から聴取しても証言を得ることができない上、当該事業所は 49 年 10 月に解散しており、清算人等が不明であり、当時の事業主も他界しているため、申立期間当時の厚生年金保険に関する届出及び保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、平成 12 年 3 月から 13 年 2 月までの期間について標準報酬月額が低くなっていた。給与が減額された事実はないので、原因を究明し、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 12 年 3 月から 13 年 2 月までは 56 万円と記録されていたところ、同年 4 月 9 日付けで、12 年 10 月の定時決定の記録が取り消された上で遡<sup>そきゆう</sup>及して 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人自身の証言及び当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、当該標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>の遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理については承知していないとしているものの、経営上の決定権は申立人自身にあり、社会保険事務に関する権限も有していたことを認めている上、社会保険事務所（当時）が、事業主である申立人の同意を得ずに、または申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったとは考え難いことから、申立人は標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>の遡<sup>そきゆう</sup>及処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しな

がら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、申立期間当時、申立人と同じ取締役であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はおおむね同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみがこれら同僚と比較して低額であるとは認められない。

また、当時の同僚は、「当時、申立人に支給されていた給与額について、はっきり覚えていないが、45 から 48 万円であった。」旨を供述しているほか、オンライン記録においても、標準報酬月額が遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正された形跡は認められない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和 62 年 12 月から平成元年 11 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の最高額（47 万円）であることが確認できる。

加えて、当該事業所によると、申立期間当時の賃金台帳等は火災により焼失したとしており、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで  
申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録では、A社B営業所で昭和 17 年 10 月 1 日に資格喪失した後、C社D支店（現在は、E社）で 18 年 4 月 1 日に資格取得したことになっており、記録の欠落があるが、この間も継続して厚生年金保険に加入していたので、被保険者期間の記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社員手帳及びE社が保管する在籍証明書により、申立期間については、C社D支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B営業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、52人がC社D支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿にも記載されているが、申立期間について加入記録がある者は確認できず、このうち、申立人も含む 11人が昭和 18 年 4 月 1 日に資格取得し、41人が 19 年 6 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険の取扱いについて、事業を継承しているE社に確認したところ、C社の事務取扱については把握しておらず、当時の資料も無いとしている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1106 (事案 80 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 42 年 6 月まで

申立期間について、A社でB業務の担当として勤務していた。厚生年金保険加入記録が確認できないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業所が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは認められるものの、当該事業所は昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、事業所保管の決算書により未適用事業所だった期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、申立人から新たな資料の提出は得られず、新たに、申立人が名前を挙げた後任者の妻から聴取しても、「入社後しばらくしてから社会保険に加入してもらった。それまでは他の人も社会保険には加入していなかったと思う。社会保険に加入する前から保険料を控除されることは無かった。」と証言していることから、A社が適用事業所となった昭和 43 年 4 月 1 日以前の期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1107

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から9年9月30日まで  
ねんきん定期便を見たところ、A社における申立期間の給与支払額に変更は無かったが、標準報酬月額が引き下げられている。標準報酬月額の訂正の届を出した記憶は無いので、正しい記録に訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年9月から9年8月までは20万円と記録されていたが、同年9月12日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったとしており、当該事業所に係る滞納処分票においてもこのことが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所に係る平成9年9月30日の全喪届等を含め、一連の社会保険関係届出については、自らの責任で行ったとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。